

道路及び河川等維持管理統合業務委託説明書

第1 業務概要

1 業務内容

(1) 業務名

道路及び河川等維持管理統合業務委託

(2) 履行場所

一般国道119号外 日光市今市本町外

(3) 業務内容

本業務は、栃木県日光土木事務所管内における次に掲げる道路及び河川等の維持管理業務（ただし、イ、ウ及びエの業務については、1件あたりの指示業務金額が250万円以下のものに限る。）を委託するものである。なお、数量については管理対象施設全体を記載しており、実際に維持管理が発生する箇所数とは異なる。

ア 道路除雪業務	一般国道119号外 41路線 (L=507km)
イ 道路維持管理業務	一般国道119号外 41路線 (L=507km)
ウ 河川維持管理業務	一級河川鬼怒川外 64河川2ダム (L=417km)
エ 砂防施設等維持管理業務	葛老沢外 320箇所

2 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日から令和8(2026)年3月25日まで

3 発注形式

単体とする。

4 入札参加資格の条件

(1) 次の要件をすべて満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく栃木県の入札参加制限を受けていない者であること。

イ 栃木県の工事入札参加資格のうち土木一式工事の認定を受けている者であること。

ウ 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

エ 栃木県内に建設業法に基づく主たる営業所（本社又は本店）を有すること。

(2) 参加表明書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

ア 平成22(2010)年度から令和6(2024)年度までの15年間のうち栃木県内で国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社又は市町村発注の「道路除雪業務」、「道路・河川・砂防施設等に係る維持管理業務」又は「道路及び河川等維持管理統合業務」（「以下「同種業務」という。）を履行した実績があること。なお、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合（以下「事業協同組合」という。）が参加しようとする場合には、その組合員たる一事業者の実績で可とする。

イ 本業務の配置予定者として、主任技術者（建設業法第26条に規定する「主任技術者」又は「監理技術者」をいう。以下同じ。）を専任で1名配置できる者であること。（ただし、栃木県日光土木事務所が発注し、現在履行中の道路及び河川等維持管理統合業務委託における配置技術者との兼任は可能とする。）

第2 本業務の担当部局

栃木県日光土木事務所保全部保全第一課

〒321-1414 栃木県日光市萩垣面2390-7

TEL 0288(53)1214
FAX 0288(53)1240
e-mail nikko-dj@pref.tochigi.lg.jp

第3 説明書の内容についての質問の受付及び回答方法

- 1 質問は、文書（様式5）により行うものとし、持参、郵送（書留郵便に限る。）、FAX又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれかの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
 - (1) 質問の受付担当課：第2のとおり。
 - (2) 質問の受付期間：令和7（2025）年6月13日（金）から
令和7（2025）年6月18日（水）まで
受付は、栃木県の休日に関する条例第2条に規定する県の休日（以下「休日等」という。）を除く毎日の午前9時から午後4時まで
(ただし正午から午後1時までを除く。)
 - ・電子メールの場合、ファイル総量を1MB以内とすること。
 - ・プリントアウト時にA4版になるように設定しておくこと。
- 2 質問に対する回答は、質問の受付最終日から起算して3日（ただし休日等を除く。）以内に質問者に対してFAX又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。
 - (1) 閲覧場所：第2のとおり。
 - (2) 閲覧期間：回答の翌日から業務提案書の提出期限の前日までの休日等を除く毎日の午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）

第4 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

- 1 参加表明書の作成方法
別添「参加表明書作成要領」による。
- 2 参加表明書の失格
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は失格とすることがある。

第5 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

- 1 提出方法：1部を持参すること。
提出は、休日等を除く毎日の午前9時から午後4時まで
(ただし正午から午後1時までを除く。)
- 2 提出先：第2のとおり
- 3 提出期限：令和7（2025）年6月24日（火）午後4時まで

第6 業務提案書の提出者を選定するための評価基準

第1に示す入札参加資格要件の全てを満たす者であること。

第7 非選定理由に関する事項

- 1 業務提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により通知する。
- 2 上記1の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に、非選定理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- 3 上記2の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（ただし休日等

を除く。) 以内に書面により行う。

4 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

(1) 受付場所：第2のとおり。

(2) 受付時間：休日等を除く毎日の午前9時から午後4時まで

(ただし正午から午後1時までを除く。)

第8 業務提案書の作成及び記載上の留意事項

1 業務提案書の提出者として選定された者は、業務提案書を提出することができる。

2 業務提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における具体的な取組方針について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な作業は、契約後に業務提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上開始することとする。本説明書において記載した事項以外の内容を含む業務提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

3 業務提案書の作成方法

別添「業務提案書作成要領」による。

4 業務量の目安

(1) 本業務の参考業務規模は、441百万円以内（税込み）とする。

(2) 本業務に係る参考見積を提出すること（様式任意）。また、参考見積には積算根拠を示した内訳書を添付すること。

5 業務提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効となることがある。

第9 業務提案書の提出方法、提出先及び提出期限

1 提出方法：10部を持参すること。

提出は休日等を除く毎日の午前9時から午後4時まで

(ただし正午から午後1時までを除く。)

2 提出先：第2のとおり。

3 提出期限：令和7（2025）年7月11日（金）午後4時まで

第10 ヒアリング

業務提案書の提出者に対しヒアリングを実施する。出席者については、参加表明書に記載した配置予定主任技術者は必ず出席するものとする。

ヒアリングの日時、場所及びその他留意事項等については、別途通知する（令和7（2025）年7月16日（水）予定）。

第11 業務提案書を特定するための評価基準

- 1 業務提案書の評価項目、配点は以下のとおりである。

		評価基準		配点	
		評価区分	評価点		
主任技術者の業務経歴	過去15年間の同種業務の実績	・経験あり	20	20	満点100
		・経験なし	0		
事業者の業務経歴	過去15年間の同種業務の受注実績	・日光土木事務所管内における同種業務について受注実績が2件以上	20	20	
		・栃木県内における同種業務について受注実績が2件以上	10		
		・上記以外	0		
業務の実施方針及び手法 (特定テーマに対する提案)	「テーマI」 異常気象時の対応	・夜間・休祝日及び緊急時を含めた24時間体制確立の留意点について	10	20	
		・落石や河川氾濫等、災害発生が予想される箇所における事前の備え(人材及び資材の確保、危険箇所の把握)について	5		
		・災害発生時における初動対応及び応急対応の留意点について	5		
	「テーマII」 道路除雪作業の対応	・限られた人員、除雪機械等の中での除雪体制確保のための取り組みについて	10	20	
		・除排雪及び融雪剤散布時の周辺施設の安全対策について	5		
		・除雪機械の維持管理上の課題と適切なメンテナンスによる長寿命化対策について	5		
	「テーマIII」 工事事故防止の対応	・通行者や架空線、地下埋設物の破損など第三者への公衆災害防止について	10	20	
		・熱中症を防止するための体制の確立および早期発見、重篤化のリスク軽減などの取り組みについて	5		
		・委託作業班の現場作業時の安全対策及び第三者への事故防止に向けた取り組みについて	5		

- 2 業務提案書の提出者として選定した者には、選定通知書により通知する。
- 3 主任技術者及び事業者における同種業務の実績とは、「道路除雪業務」、「道路・河川・砂防施設等に係る維持管理業務」又は「道路及び河川等維持管理統合業務」をいう。
- 4 事業者の実績について、事業協同組合の場合は、その組合員たる一事業者の実績で可とする。
- 5 業務提案書を特定した者には、特定通知書により通知する。

第12 非特定理由に関する事項

- 1 提出された業務提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により通知する。
- 2 上記1の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日等を含まない。）以内に、非特定理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- 3 上記2の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（ただし休日等を含まない。）以内に書面により行う。
- 4 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - (1) 受付場所：第2のとおり。
 - (2) 受付時間：休日等を除く毎日の午前9時から午後4時まで
(ただし正午から午後1時までを除く。)

第13 契約書作成の要否

別添契約書（案）により契約書の作成を要する。

第14 支払条件

道路及び河川等維持管理統合業務委託契約書によるとともに、別添の入札条件書による。

第15 その他

- 1 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び業務提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった者は、業務提案書を提出できない。
- 2 参加表明書及び業務提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 3 参加表明書は返却しないものとする。また、特定された業務提案書は返却をしないが、特定されなかった場合に、業務提案書の返却を希望する場合はその旨を申し出ること。また、提出された業務提案書は、業務提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- 4 参加表明書及び業務提案書の提出後において、原則として参加表明書及び業務提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定主任技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 5 参加表明書及び業務提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び業務提案書を無効とともに、当該者に対し本県発注の他の業務に対する指名停止処分を行うことがある。
- 6 業務提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。